

平成 27 年 8 月

お 客 様 各 位

一般財団法人日本食品分析センター

食品表示基準施行に伴う分析法変更について(β-カロテン吸光係数の変更)

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 3 月 20 日付内閣府令第 10 号により食品表示基準が制定され、栄養成分の分析方法が一部変更になりました。その中でβ-カロテンにつきまして分析結果に影響する変更がありましたので、変更内容のご説明及び弊財団の対応についてご案内申し上げます。

敬具

記

1. 変更内容

β-カロテン標準溶液の濃度を算出する計算式におきまして、β-カロテンの吸光係数($E_{1\text{cm}}^{1\%}$)が 2450 から 2500 に変更*になりました。

* 「食品表示基準について(平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号)別添 栄養成分等の分析方法等」

2. 変更による分析値への影響

β-カロテン標準溶液の濃度を求める際には、調製した標準溶液の吸光度と吸光係数を用いて算出します。実際には、吸光度を吸光係数で除して濃度とします。今回は吸光係数が 2 %大きい数値になりますと求める標準溶液濃度が低くなります。今回は吸光係数が 2 %大きい数値に変更になりましたので、それに伴って標準溶液濃度が低くなり分析結果が約 2 %低くなります。

下表に、吸光係数の変更による分析値の変動の一例を示しました。

	β-カロテン分析データ例：μg/100g		新/旧
	旧係数を使い算出	新係数を使い算出	
検体 A	16.1 (16)	15.8 (16)	0.981
検体 B	235.5 (236)	230.9 (231)	0.980
検体 C	1986 (1990)	1947 (1950)	0.980

()内は成績書表記の桁で表した場合

3. 弊財団の対応

弊財団では、2015 年 9 月 1 日受付分より上記の変更を実施いたします。9 月 1 日以降も一定期間旧係数での計算をご希望される場合は、その旨お申し出ください。

以上